

## 平成30年9月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年9月4日(火)  
8時56分～9時32分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件  
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

出席委員 19名

1番	高田 法定	11番	荒木 貞道
2番	宇川 傳治	12番	日光 善治
3番	中島 一朗	13番	三輪 和雄
5番	山崎 和英	14番	大谷 文男
6番	田悟 敏子	15番	西尾 信秋
7番	中村 重樹	16番	島倉 博
8番	和田 俊信	17番	水上 俊秀
9番	青島 由弘	18番	杉森 清弘
10番	高藤 孝一	19番	吉江 秀一
		20番	前田 真一郎

欠席委員 4番 古村 正夫

平成30年9月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>おはようございます。時間前ではございますが、皆様お揃いですので、始めさせていただきたいと思っております。収穫の秋を迎えまして、大変喜んでおりますが、今日、台風が来るということで、しかも富山に接近するというので、甚大な被害が予想されるということですが、少しでも被害が無いように祈っております。また、もうコシヒカリを刈り始めている方もいらっしゃると思います。大変お忙しい所、今日は朝からお集まりいただき、ありがとうございます。よろしくご協議の程をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会9月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、古村委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第20号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第21号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>以上、2件の付議議案となっております。それでは議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号10番は1筆で、面積が3,655㎡であり、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	<p>それでは、受付番号10番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇、田で3,655㎡です。位置図は1ページと2ページで、〇〇さんと〇〇さんは親戚です。〇〇さんは若い頃から〇〇に在住ですが、近年父親が亡くなられて農地を相続されました。この申請地は以前から〇〇さんが管理をされてきました。〇〇さんは〇〇の農地まで手が回らないということから、農地を手放したいと希望されておりました。それで、今までこの農地を管理されていた〇〇さんに所有権を移転、〇〇さんも同意をされて今回の申請に至りました。申請地の圃場は〇〇さんの家からも近いので、耕作にも問題は無いと思われれます。以上です。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、この件についてはよろしいですか。それでは「異議なし」として議案第20号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第20号について「承認」といたします。続いて、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号25番は、面積が183㎡で、地目は田ですが、〇〇年より、こちらの土地の一部を農機具格納庫として無断で農地転用していることがわかりました。始末書が提出されております。今回、農機具格納庫を取り壊しまして、息子さんの分家住宅敷地として転用申請を行おうとするものです。位置図は3ページから6ページを</p>

	<p>ご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号25番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇です。よろしくお願いします。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。お二人は親子です。位置図の3ページをご覧ください。〇〇さんのご自宅の道を挟んだ向かいに分家をするというので申請が出ております。申請地は〇〇です。位置図の4ページをご覧ください。〇〇さんのお住まいの近くでも土地を探されましたが、なかなか見つからなかったもので、〇〇さんに相談をされた所、この土地がいいんじゃないかということで、こちらに分家住宅を建てることになりました。町内会長の同意書も出ておりますし、先ほども言われました、〇〇年から一部農機具格納庫が建っていますが、その始末書も提出されておりますので、今回の件、よろしくお願いしますと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号25番について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号26番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号26番は、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんで面積が483㎡で、共同住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号26番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんで、お二人は親子です。共同住宅を建てるということです。位置図の7ページをご覧ください</p>

	<p>い。申請地の下の方に〇〇という所がございます。こちらは何年か前に、同じように〇〇さんが共同住宅を建てた所でございます。今回もそちらに隣接する自分の田んぼに、同じく共同住宅を建てたいということでございます。道を挟んで隣接する田んぼも自分の所の田んぼで、〇〇がその隣りにありますが、これは貸車庫でしたが、半分近くがもう使われていなくてもったいないので、こちらの田んぼも三角で作りにくいということで、潰して共同住宅にしたいということになりました。元々ここは〇〇、〇〇、〇〇の主要道路にも近くて、大変交通に便利な場所になっておりまして、需要はあるとみております。今回も銀行からお金を借りてされるということで、銀行からの承諾書も出ております。もちろん地区の区長の同意も出ております。排水は隣接している小矢部市の公共下水道に、雨水は今まで田んぼをしていた時に利用していた排水に流すということです。他の田んぼには迷惑はかからないということですので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号27番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号27番は、賃貸借権設定ということで、賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんで、2筆の合計面積が6,562㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、11ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号27番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。砂利採取のため、一時転用の申請が出ております。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。位置図の11ページをご覧ください。〇〇さんがここを譲り受けて砂利採取をしたいということでした。事務所へ行って、運送はどうされるのでしょうかと聞きましたら、実際は〇〇さんが運搬</p>

	をされるということでした。それで、〇〇さんへ行ってきました。地元や区長さんの同意もありますが、道路に支障の無いよう、住民に迷惑がかからないようにとお願いしてきました。よろしくお願いします。以上です。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
〇〇委員	実際は〇〇が運搬するということですか。
〇〇委員	〇〇さんの名前で申請されますが、〇〇さんが車を持っていないので、共同経営体みたいになっている〇〇さんが実際は仕事をされるとのことでした。そこで、〇〇さんには地元で迷惑がかからないようにとお願いしてきました。
〇〇委員	なぜかと言うと、はじめに営農組合の方に同意を取りに来たのが〇〇さんだったので、おかしいなと思っていましたが、そういう事ですね。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第21号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案21号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了しました。 協議事項はありません。次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他連絡事項
会長	私の方から1点、小矢部市表彰条例に基づく表彰の候補者の内示について、企画政策課長から案内が来ております。最近はその該当が無

	<p>かったのですが、〇〇が選考基準にあてはまるということになりました。基準は農業委員として10年以上やっていた方というもので、農業委員は任期が3年なので、実質4期やっていないといけません。これまで3期の方はおられました、4期の方はなかなかいらっしゃいませんでした。今回、〇〇が該当いたしましたので推薦したいと思っております。よろしくお願ひします。ご異論ございせんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>それでは、推薦いたしますので、よろしくお願ひします。報告事項について、ご質問等はございせんか。</p>
〇〇委員	<p>ここに再生利用は困難と見受けられる荒廢農地についての資料がある、これについてお願ひします。</p>
事務局	<p>先月の総会で、農地の利用状況調査の後に再生利用が困難と見受けられる、農地として利用できないと思われる農地について、所有者の方にどのように通知をしようかとお話をさせていただきましたが、その案としてこちらをご用意いたしました。ご一読していただいて何かご指摘等があれば言っていただければと思ひます。会長には先ほど確認していただいております。内容は1.農地の所在地等の所に、再生が困難だと見受けられる農地の一覧を書いていただいて、ご本人さんに農地の判断についての用紙の提出を促すものとなっております。3枚目に再生可能農地の一覧も付けてあります。こちらはもし委員会の方で再生利用が不可能だと、農地ではないと判断したけれども、所有者さんがまだ農地として使えるとおっしゃったら、それに書いてもらひます。そして、また確認をして、利用意向調査を発送という流れに持っていこうと思ひしておりますので、よろしくお願ひ致します。以上です。</p>
〇〇委員	<p>これは法務局で無料ということでしたが、一切お金はかからないのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。7行目、非農地通知書を発行しますと書いてありますが、この非農地通知書を根拠に地目変更の登記をしていただけま</p>

	す。そして、非農地通知書があれば登録免許税が無料になります。
〇〇委員	もし、もう1回周ったら、もう一度農業委員に相談が来る可能性もあるということですか。
事務局	そうですね。この非農地通知は、農業委員さん複数名での確認があれば通知書はすぐに出せますので、申請があれば、1回確認している所なのですぐに出せると思います。
〇〇委員	ありがとうございます。
〇〇委員	委員会から非農地通知書をご本人さんが頂いて、それを持って法務局に行けばいいということですか。
事務局	登記の申請書と根拠資料として非農地通知書を付けて出して下さい。
〇〇委員	その申請書というのは法務局にありますか。
事務局	申請書も、申請があったものについては、こちらで作って本人に送付します。
〇〇委員	それを持っていけばよいということですね。その中から、また農地として作りますというものについては、再生可能農地一覧を書かなくてはいけないということですね。ちなみに、いつ頃ご本人の所に案内が届きますか。
事務局	この内容でよろしければ、すぐに出せる準備はしております。
〇〇委員	先日、現地調査をした圃場は何に基づいてリストアップされているのでしょうか。
事務局	野帳で、3年間耕作されていない所で、未作付とか休耕等になっている所をピックアップしたものです。それに基づいて周っていただいています。

〇〇委員	現地確認に行った時に、隣接している圃場とかで同じような状態でもリストに載っていない場合が見受けられたので、野帳に記載する時のその人それぞれの書き方で違うのかなど。
事務局	野帳ベースでやっておりますので、それはあるかと思います。
〇〇委員	本人が記載されるので、それはやむを得ないかなと思います。誘導するわけではないけれども、書き方によっては非農耕地になる可能性もあるということですね。
事務局	あります。
〇〇委員	すみません。昨年利用状況調査をしたものについては今回入っていないのでしょうか。
事務局	これは昨年のものでしたので、この前まわっていただきました分については次回になります。
〇〇委員	わかりました。
会長	他にございませんか。無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いします。
職務代理	皆様方には秋の大変忙しい時期に、早朝からお集まりいただきありがとうございます。ほとんどが農作業に従事されている方ですので、お体に留意されるようお願いいたします。私も朝、必ずエンジンを切ってから農作業をするようにしています。みなさんも怪我の無いように頑張ってくださいと思います。あと、青年部なり婦人部なり、各種団体の方から出てくる意見等もあれば、また質疑していただきたいと思います。本日はどうもご苦労様でございました。
	— 9月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 9 月 4 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 10 番 高 藤 孝 一

11 番 荒 木 貞 道